

## 東京都高齢者保健福祉施策推進委員会設置要綱

平成 24 年 4 月 20 日

24 福保高計第 23 号

最終改正 令和元年 9 月 17 日

31 福保高計第 327 号

## (目的)

第 1 条 東京都における高齢者保健福祉施策の推進を図るため、東京都高齢者保健福祉計画等の進行管理、介護保険制度の検証及び介護保険制度全般にわたる適正化の検討等を行う東京都高齢者保健福祉施策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (検討事項)

第 2 条 委員会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 高齢者保健福祉計画等の進行管理及び分析に関すること。
- (2) 介護保険制度の検証及び国提案に関すること。
- (3) 保険者支援に関すること。
- (4) 高齢者居住安定確保計画（福祉分野）の検討に関すること。
- (5) 介護保険財政安定化基金に関すること。
- (6) その他必要な事項に関すること。

## (構成)

第 3 条 委員会は、学識経験のある者、関係団体に所属する者、区市町村の職員等のうちから、東京都福祉保健局長（以下「局長」という。）が委嘱し、又は任命する。

## (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱し、又は任命した日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する者が委員長代理としてその職務を行う。

## (委員会の招集等)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、第 3 条に掲げる者のほか、有識者等に委員会への出席を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、その検討を補佐するため専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、委員会が定める事項について調査・検討する。
- 3 部会の委員は、局長が委嘱し、又は任命する。
- 4 部会の委員の任期は委嘱し、又は任命した日から部会の終了の日までとする。
- 5 部会の委員に欠員が生じ新たに委員を委嘱し、又は任命した場合、新任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第8条 部会に部会長を置き、部会長は、部会の委員の互選によりこれを定める。

- 2 部会長は、部会の会務を総理する。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指定する者がその職務を代行する。

(部会の招集等)

第9条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは、第7条に掲げる者のほか、有識者等に部会への出席を求めることができる。

(報告)

第10条 委員会は、報告書を作成したときは、その結果について、各区市町村に報告するものとする。

- 2 委員会は、必要に応じて、検討の経過について各区市町村に報告するものとする。

(会議の公開)

第11条 委員会及び部会並びにこれらに係る会議資料及び議事要旨は、公開とする。ただし、次に掲げる場合は、非公開とする。

- (1) 委員会については、委員長又は委員の発議により委員の過半数の同意を得たとき。
- (2) 部会については、部会長又は委員の発議により委員の過半数の同意を得たとき。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、東京都福祉保健局高齢社会対策部計画課において処理する。

(委員への謝礼の支払)

第13条 委員会又は部会（以下「委員会等」という。）に出席した委員に対し、「東京都附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例」（昭和28年東京都条例第127号）に基づき総務局人事部が定めた報酬額の最低区分に定めるところによ

り謝礼を支払うこととする。

2 謝礼は、月の初日から末日までに開催した委員会等への出席に対する総額を、翌月の末日までに支払うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月17日から施行する。